

1月から各種手続きでマイナンバーの利用が始まります



問合せ 市役所情報システム課 (☎31-4510)

法律または条例で定められた行政手続きの一部の届け出において、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーを記載いただく際には、成り済まし防止のため本人確認書類の提示が必要です。

■主な手続きは

- ①市税に関する手続き ②国民健康保険や後期高齢者医療など各医療制度の加入脱退・給付 ③介護保険 ④生活保護 ⑤児童手当 ⑥戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 ⑦被災者生活再建支援金の支給 など

■本人確認に必要な物

- 個人番号カードを所持している方……個人番号カード1枚でマイナンバーおよび本人確認が可能です。
- 個人番号カードを所持していない方…通知カードなどマイナンバーを確認できるもの他、運転免許証や健康保険証など本人確認できるものを提示いただきます。

なお、代理人が手続きをする際には、申請者および代理人の本人確認書類の提示の他、原則委任状が必要になります。手続きに必要な書類等、ご不明な点がございましたら、各手続きの担当の窓口にお問い合わせください。



▲個人番号カード



▲通知カード



後期高齢者医療制度のお知らせ

1月から後期高齢者医療制度の各種手続きでマイナンバーの利用が始まります。本人確認書類の提示にご協力ください。

高額介護合算療養費および医療費通知について

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます(500円以下の場合には支給されません)。なお、支給の手続きには市窓口への申請が必要となります。



【ご注意ください】

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

自己負担限度額表 (1年分の自己負担額の計算期間: 8月1日~翌年7月31日)

負担割合	区分	自己負担額の合計の限度額	
3割	現役並み所得者	67万円	
	一般	56万円	
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税である方。
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方。

◎手続き方法など詳しくは、市役所(防災庁舎2階)医療年金課医療給付担当にお問い合わせください。

医療費通知を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望の方に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。

今回は平成28年3月末(平成27年7月~12月診療分)に発行します。

新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または市役所医療年金課医療給付担当へご連絡ください(電話連絡だけで手続きができます)。

【ご注意ください】

- ・すでに「発行希望」の連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度の連絡は必要ありません。
- ・この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをする必要はありません。
- ・この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。



問合せ

市役所医療年金課医療給付担当 (☎31-4526)
北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)